三　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第二十一条第一項（第三号（同法第四条第六号に係る部分に限る。）及び第四号を除く。）の会計士補の登録の抹消の届出に係る事実についての調査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［削る］

［削る］

［削る］

イ～ハ　［略］

［削る］

ニ・ホ　［略］

［削る］

［削る］

ヘ・ト　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

チ　［略］

［二～六　略］

第百五十三条　第二条の表百五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。第三号において同じ。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第三号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百四十三条　［同上］

一　［同上］

イ　当該学資貸与金の貸与及び学資支給金の支給の申請を行う者（以下この号において「学資金申請者」という。）又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ～ヘ　［同上］

ト　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

チ・リ　［同上］

ヌ　学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ル　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

ヲ・ワ　［同上］

カ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヨ　学資金申請者の生計を維持する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

タ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る失業等給付関係情報

レ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る年金生活者支援給付金関係情報

ソ　［同上］

［二～六　同上］

第百五十三条　［同上］

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［新設］